

負担基準月額一覧表

階層区分	世帯の階層（細）区分	負担基準月額 （円）	加算基準月額 （円）
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	1,100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,250	230
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 3,000 円以下 D 1 階層	290
		3,001～ 5,800 円 D 2 階層	350
		5,801～ 8,700 円 D 3 階層	380
		8,701～ 13,000 円 D 4 階層	430
		13,001～ 17,400 円 D 5 階層	470
		17,401～ 22,400 円 D 6 階層	550
		22,401～ 28,200 円 D 7 階層	630
		28,201～ 58,400 円 D 8 階層	810
		58,401～ 75,000 円 D 9 階層	940
		75,001～ 96,600 円 D 1 0 階層	1,160
		96,601～ 121,800 円 D 1 1 階層	1,380
		121,801～ 175,500 円 D 1 2 階層	1,790
		175,501～ 221,100 円 D 1 3 階層	2,200
		221,101～ 380,800 円 D 1 4 階層	2,620
		380,801～ 549,000 円 D 1 5 階層	4,040
		549,001～ 579,000 円 D 1 6 階層	4,250
579,001～ 700,900 円 D 1 7 階層	5,150		
700,901～ 849,000 円 D 1 8 階層	6,130		
849,001～1,041,000 円 D 1 9 階層	7,190		
1,041,001 円以上 D 2 0 階層	全額	左の負担基準月額 の 10%。 ただし、その額が 8,560 円に満たない 場合は 8,560 円。	

（備考）

- 1 表の「当該年度分市町村民税」は、申請をした月の属する年度（申請月が4月から6月までの場合は前年度）分の市町村民税を指します。
- 2 B階層は、A階層を除き、対象児童の属する世帯全員が非課税の場合に該当します。
- 3 C階層は、A・B階層を除き、対象児童の属する世帯に均等割のみ課税となっている方が1人以上おり、かつ所得割課税となっている方がいない場合に該当します。
- 4 D階層は、A～C階層を除き、対象児童の属する世帯に所得割課税となっている方が1人以上いる場合に該当し、課税者全員の所得割額を合算した額をもって細区分（Dxx階層）を決定します。
- 5 対象児童の属する世帯の範囲は次のとおりです。
 - ・直系血族（不備、祖父母、養父母等）
 - ・兄弟姉妹（18歳未満の未就業者を除く）
 - ・それ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で、家庭裁判所が特別の事情ありとして扶養義務を負わせている人
- 6 A階層以外の各層について、同一世帯から2人以上の児童に係る申請があった場合、1人目については表の「負担基準月額」、2人目以降については「加算基準額」により自己負担額を算定します。
- 7 本表により負担額を算定した場合に生じた10円未満の端数については、これを切り捨てます。